

「京都府後期高齢者医療広域連合例規管理のシステム構築及び維持管理業務」
仕様書

1. 目的

この仕様書は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における法制執務事務の効率化及び充実を図るため、例規集データベース（以下「システム」という。）の構築及び維持管理業務について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要等

(1) 名称

「京都府後期高齢者医療広域連合例規管理システムの構築及び維持管理業務」

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) システム構築範囲

広域連合が提供するデータによりシステムを構築し、以後、例規（規約を含む。）の制定・改廃に伴い提供する原議データをもとに、例規集データベースのデータ更新を行う。

なお、例規検索のほか、立案・審査の機能を有する総合的なシステムの構築・運用を行うものとする。

(4) システム導入年月日

令和8年12月1日稼働（予定）

3. 基本仕様

(1) 受託者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式にて活用し、広域連合の執務室内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、インターネット環境におけるID認証等により庁外とのアクセスを制限すること。

(2) IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとする。

(3) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とする。

(4) サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

(5) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

(6) データバックアップを日々実施し、万が一、障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(7) 例規集データの検索・閲覧・例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

なお、広域連合のネットワーク環境で使用するクライアントについて、台数に制限を設けないこと。

(ア) OS : Windows 11

(イ) ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome

4. 例規管理システムの構築及びデータ更新について

以下の各号の情報をもってデータベースを構築するものとする。

(1) 例規管理システムの構築

広域連合の現行例規（令和8年3月31日内容現在、例規本数110本）を対象として構築する。構築データは、広域連合からWord形式でデータを提供するものとする。

なお、契約締結の翌日から本作業開始前までに、受託者は現行例規を横断的に用字用語、改正漏れ等のチェックを行った資料をデータにより提供するものとする。

(2) システム運用サーバの提供

(3) サポート体制の構築

(4) 例規データ更新

(ア) 年間の制定改廃に係る本数は約20本とする。なお、予定本数を大幅に超える更新が必要となった場合は、別途、追加分を契約するなど、広域連合と受託者で協議するものとする。

(イ) 構築以降のシステム更新は、広域連合からの原稿データに基づき、例規データを更新し、受託者のサーバ上で更新すること。なお、更新は、原則、年間2回以上とする。

(ウ) 稼働日までの制定改廃に係る反映については、受託者と別途協議するものとする。

(5) 外部公開用例規データ（HTML版、更新ごと1枚）の作成

5. システム構築にあたっての基本的な考え方

(1) 既存のシステム概念（単に文字列検索をする機能、法制面にとられずに更新する機能）にとられずに新たな仕組みでのシステム構築が可能であること。

(2) 構築するシステムについては、例規立案・審査支援機能を有しており、法制に係る業務効率化に寄与できること。

(3) 業務遂行に必要な各システムが、新たにシステムを立ち上げたり、検索キーワードを改めて入力する作業を行うことなく、シームレスに連携する機能を有すること。

6. 各システムの概要

受託者が管理するサーバ上で随時内容更新が可能であり、各システムを個別に立ち上げなくとも情報が密に連携する拡張機能を備えたシステムとする。

(1) 例規管理システム

下記に示すシステム機能を利用することにより、効率的に例規を検索し、引用法令と合わせて施行日単位でデータを蓄積するとともに、法令情報・例規整備情報などと密に連携する拡張機能により、効率よく正確な業務遂行が可能となるシステムであること。

(ア) 基本仕様

- ・システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性・安定稼働が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用すること。
- ・用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号、検索が可能であること。
- ・指定した法令・例規が引用されている例規を検索できること。
- ・指定された例規に引用されている法令・例規と引用箇所が一覧で確認できること。

(イ) 一覧表示機能

- ・検索結果は、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時に表示ができること。
- ・例規更新状態、最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示ができること。

(ウ) 全文（条文）表示機能等

- ・表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。
- ・本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。
- ・公布日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。
- ・条単位での改正履歴が確認でき、指定した時点の条文を比較する機能を有すること。
- ・改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。
- ・別表、様式には、それぞれ別表番号、様式番号が階層化して表示できること。
- ・括弧部分について色分けや省略して表示することができること。
- ・表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。
- ・ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。
- ・様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。
- ・用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。
- ・条文中で引用している法令や他例規については、リンク設定がされており、クリックすると該当する法令や例規を参照できること。

(エ) ダウンロード機能

- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。
- ・内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

(オ) メモ機能

- ・LOG IN ID毎に任意のメモ情報を付記できること。
- ・付記したメモ情報については、キーワード検索ができること。

(カ) 履歴管理機能

- ・登載されている全ての例規を、システム導入の時点から施行日単位で管理するとともに、指定した時点の条文の閲覧・検索が可能であること。また、リンクしている引用法令も該当する例規の内容現在日と時点を合わせて管理され、参照も可能であること。
- ・施行沿革から、例規単位で改正履歴を確認でき、指定された 2 つの時点の例規を比較する機能を有すること。

(キ) 廃止例規管理機能

- ・廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

(ク) 更新管理機能

- ・収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

(ケ) セキュリティ機能

- ・システムは、LOG IN IDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。
- ・管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

(コ) 例規原議管理機能

- ・広域連合から提供する例規原議のWordファイル（「制定・改廃趣旨」、「制定・改正文」、「新旧対照表」等）をサーバ上に登録し、一元管理できる機能を有すること。
- ・登録された原議情報については、対象例規の施行沿革から閲覧ができ、なおかつ、キーワード等横断して検索ができること。

(サ) 法令情報データベース等への拡張機能

- ・例規の引用法令から、法令情報データベースへ直接リンクし、該当する条文の表示できる機能を有していること。

(シ) 全国例規集 類似例規検索・比較機能

- ・インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧ができること。この場合において、例規種別、自治体規模別、都道府県別に応じて絞り込むことができること。
- ・表示されている例規から、類似している例規を検索できること。
- ・検索結果は、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。比較先の例規に新たに改正があった場合は、改正後の条文とも比較できること。
- ・例規単位、条単位で他自治体例規との比較が可能なこと。
- ・比較表画面から、改正案（見え消し）を作成、新旧対照表を出力できること。

(ス) 要綱等管理機能

- ・例規管理システムとは別に、要綱、要領、内規等（以下「要綱等」という。）について、作成・改正・保存及び検索を行うための管理機能を提供すること。
- ・利用者が docx、又はPDF形式の電子ファイルを取り込むことにより、要綱等の内容がデータベースとして登録・管理されること。
- ・用語検索機能、目次検索機能を有すること。
- ・公開可否が設定された要綱等のうち、公開可能とされたものについては、内部管理用データベースとは別に設けられた住民向け公開用データベースに反映され、インターネット等を通じて閲覧可能であること。

(2) 例規立案審査システム

下記に示すシステムを利用することにより、例規改正や議案審査を効率的に行うとともに、広域連合執務室内における法制執務や文書作成能力の向上を可能とするシステムであること。

(ア) 基本仕様

- ・システム動作環境で示すWEBブラウザのみで、立案・審査に関する機能操作を実現できること。
- ・例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。
- ・現行条文に見え消し修正を加えることで、改め文・新旧対照表・改正後条文のファイル出力が可能であること。
- ・法制執務の知識を深めるため、見え消し編集を行う過程で、改め文の生成状況や審査項目を確認できること。
- ・法令構造、用字・用語、引用法令・例規などをチェックし、他例規への影響も確認ができる審査機能を有すること。
- ・法制面で必要と思われる審査機能を有していること。
- ・システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、常に意識し実現していくこと。

(イ) 主要機能

- ・新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。
- ・現行条文の修正、改正後条文の作成、新旧対照表の確認等を、同一画面又は相互に遷移可能な画面構成により行えること。
- ・改正後条文の審査が終了した時点で、広域連合の要望に可能な限り対応した体裁で改め文・新旧対照表が出力できる機能を有すること。
- ・見え消し編集の内容が反映された状態で、該当例規の条文が生成される機能を有すること。

- ・とけ込み処理前（公布処理前）までは、作業の取消し、修正、追加等が行える機能を有すること。
- ・最新の法令・辞書機能等を利用した審査機能を有すること。
- ・立案審査システムを利用せずに作成された改め文や、新規制定する条文をW o r dデータにて読み込み、立案登録・審査が行える機能を有していること。
- ・システムは、L O G I N I Dとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

(3) 法令情報システム

下記に示す機能を利用することにより、法律・政令・省令・規則等を効率的に検索できる機能を有しているシステムであること。

(ア) 基本仕様

- ・憲法、法律、政令、省令及び規則を収録していること。

(イ) 基本仕様

- ・法令名、フリーワード等により検索できること

(4) 外部公開例規システム

下記に示す機能を利用することにより、外部公開用例規を検索できるシステムであること。

- ・目次・五十音にて検索ができること。
- ・外部公開用の例規データは、HTML形式で作成のとし、CD-R又はDVD-Rで納品すること。

7. システムの保守について

- (1) システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。
- (2) ファクシミリ又はメールによる照会受付は随時行い、電話による照会については、受託者営業時間にて対応すること。
- (3) 例規管理システムにおける基本機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

8. サポート体制

(1) 操作マニュアル等の提供

本システムの操作マニュアル・説明動画等をシステム内にて提供すること。

(2) システム操作研修・説明

システム導入後や契約期間中において、広域連合と協議して計画的に操作説明研修会を実施すること。

(3) 操作サポート

各職員が直接操作方法の照会が随時可能となる窓口（電話、メール、F A X等）を設置すること。

9. その他

- (1) 例規データ、システムからの出力データの著作権は、広域連合に帰属するものとする。
- (2) 疑義の決定について本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者で協議のうえ、誠意をもって解決すること。